

写

福教庶発第八百四十二号

平成四年一月四日

福生市教育委員会委員長 大野 達夫 印

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百一十一条の規定により、次の者を平成四年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名 氏 名

教 育 長 来住野 和 也

教 育 次 長 矢 崎 茂 夫

庶 務 課 長 井 梅 義 彰

学 務 指 導 課 長 安 藤 昭 二

社会教育課長 清水 洋治
学校給食課長 設楽 政男
公民館長 堀口 茂男
図書館長 児島 亀之助

写

福監発第四十三号

平成四年一月四日

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

福生市代表監査委員 持 田

力 ⑩

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百一十一条の規定により、次の者を平成四年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名	氏 名
事務局 長	黒 田 登

写

福選発第六十号

平成四年一月四日

福生市選挙管理委員会委員長 板 寺 昌 一 印

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百一十一条の規定により、次の者を平成四年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名 氏 名

事務局 局長 川 辺 登茂次

⑦ 福教庶発第八百六十八号

平成四年一月七日

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

福生市教育委員会委員長 大 野 達 夫 印

市議会議事説明員の委任について

平成四年一月七日付けの人事異動に伴い、平成四年一月四日付け福教庶発第八百四十二号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変更したので通知します。

職 名 氏 名

社会教育課長 浜 野 満

図書館長 清 水 洋 治

⑦

福総文発第 2740 号

平成 4 年 1 月 14 日

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

福生市長 石 川 彌八郎 ⑧

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。

⑤

専決第四号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

平成三年十二月二十一日

福生市長 石 川 彌八郎 ⑥

損害賠償額の決定について

福生市は、庁用自動車による物損事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

一 損害賠償の額 金十九万七千五百三十三円

二 損害賠償の相手方 東京都西多摩郡日の出町平井九一一番地五

海 老 澤 泰 弘

三 事故の概要

平成三年十月五日午前十一時五十分頃、福生市本町三番地一において、駐車中の相手方車両の右後方部に市所有車が接触し、損害を与えた。

平成 3 年 度

第 3 回

第 37 号
平成 3 年 12 月 10 日

定期監査報告書

教育委員会事務局学校給食課

福生市監査委員

写

平成3年度
第3回
福監発第 37 号
平成3年12月10日

福生市長 石 川 彌八郎

福生市議会 議長

赤 星 行 人

殿

福生市教育委員会 委員長

大 野 達 夫

福生市監査委員 持 田 力 ㊦

同 林 田 武 ㊦

平成3年度第3回定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

福生市監査報告書

福生市教育委員会

福生市監査委員

平成3年度
第3回

定期監査報告書

I 監査の概要

1 監査の対象

教育委員会事務局学校給食課

2 監査の範囲

平成3年4月1日から平成3年9月30日までの間に執行された財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成3年10月11日から平成3年11月21日まで

4 監査の方針

監査にあたっては、監査対象となった教育委員会事務局学校給食課における事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、監査を実施した。

(1) 予算の執行状況について

(2) 備品の管理状況について

(3) 学校給食に関する事務について

II 監査の結果

予算は順調に執行されており、これ等の財務に関する事務は適正であると認められた。

以下事務事業の執行に係る監査した事項について記述する。

1 事務分掌は、次のとおりである。

(1) 給食第一係

ア 学校給食計画に関すること。

イ 給食用物資の購入、あっせん及び管理に関すること。

ウ 献立の作成に関すること。

エ 調理技術の研究指導に関すること。

オ 学校給食センターの指導及び連絡に関すること。